

前略 突然印刷物を御送付申上げる失礼をお許し下さい。これを御覽下されば、私達の目的を御理解していただけるかと存じますが、若干の補足をさせていただきます。

私達は、井上靖氏の「氷壁」のモデルとなつたナイロンザイル事件を引きおこした会であり、ナイロンザイル事件の主要な面を簡単に申上げれば、

「昭和三十年一月二日、前穂高岳で発生した登山者墜死事件の死因にからみ、ナイロンザイルに致命的な欠点があるかないかが問題になつてゐるときに、登山装備の權威である大学教授が公開実験前既に実験でその欠点を確信したにもかかわらず、公開実験では、問題の欠点がないとしか思われない実験だけを發表し、そのため新聞、雑誌等は、そのザイルには欠点がないと報道した」というものであります。

もとより自ら実験装置を持たない一般登山者は、權威あるこの結果を借用して、そのザイルを欠点がないものとして実際に使用することは明らかであり、生命は随所に失われる危険にさらされます。(その後ザイル切斷事件が二件あつたと聞きます。)

例えば、乳幼児の死因として、ミルクに砒素が混入していたかどうか問題になつてゐるときに予備的実験で砒素の混入を事前に確認した最高權威である学者の公開実験の結果として、一流新聞に、問答のミルクには砒素が入つていないと發表されたというのと同じであります。このことは大衆の生命を守る上に重大なことを考えます。しかもこの事態は、一般大衆の生命が失われる反面、メーカーには、その結果として業務上過失致死罪による当局の追求とか、遺族による損害賠償の請求などから逃れられるという利益が生じるばかりでなく、借用確保の点で実に大きな利益がありますので、もしもこのことが、どこにも責任がないという状態で放置されたとしても、今後メーカーの過失による死が発生した場合、今回のことをよき口実としてメーカーと学者が協力して事故原因について、事実をまげ、その結果一般大衆まで生命の危険にさらされるようになるということが充分予想されます。又学者というものは国民の指導的地位にありますから、この行為の影響は大きく、生命尊重の高揚にとつて大きな支障がおきると考えます。従つて、私達はこれは放置出来ない性格の事件であると考へ、且つ、社会がその悪影響からまぬがれるためには

そういうことが拙いことだということを客観的に確立しなくてはならないと考へたのであります。そのためには、その学者に社会に対して釈明していただく以外にありませんので、その点をお願いすべく面会の機会を再度お願いしましたが、ともに拒否されました。従つて、やむなく責任の追求を当局にお願いしたのであります。同時に資料を主とする「ナイロンザイル事件」三〇〇頁を印刷し、社会に訴へたのであります。同印刷物に示しましたように、私達が望んでおりました当局の決定は、必ずしもその学者の責任の追求が、今後当局によつてなされること、つまり起訴されることではなく、むしろそういう行為は拙いということの最小限の客観性、つまり「その行為は間違つてゐるが、その学者は反省してゐるから当局としては追求しない」ということであります。即ち、私達はそういう結果でこの事件に終止符が打たれることが最も妥当だと考へていたのであります。しかし検査当局の見解が、昨年七月三十一日関西・中部地方の朝日新聞に發表されましたが、それによれば、「事實はその通りだが、学者のそうした行為は良心的だ」というものであります。

この点をくり返して申上げれば、事實とは、私共の追求してゐた点、即ち次のことを指します。
(一)その学者は、前穂高岳の墜死事件によつて、「ナイロンザイルは岩角で欠点をもつのではないか」という登山者の生命にとつて重大な疑問が登山界に起きていたことを承知してゐた。
(二)その学者は、自分がその研究をすると發表した。
(三)その学者は、自分が指導するメーカー内での実験によつて、「ナイロンザイルは岩角で重大欠点をもつ」ことを発見した。

(四)その学者は、そのことを發表しなかつた。
(五)多数の新聞記者、登山家の面前で、岩角を使つての公開実験を行ない、ナイロンザイルは従来の麻ザイルより数倍強いという結果を發表した。つまりナイロンザイルは、優秀なザイルだという実験のみをみせて、欠点については何もいわなかつた。
(この結果、中部日本新聞(三十年五月一日)、朝日新聞(三十一年六月二十四日)、山岳雑誌等に、ナイロンザイルは岩角でも欠点がないと發表された)。。。。即ち、上記学者

の一連の行為は、ともに事実であるが、しかしその学者の行為は良心的だといふのであります。これは正に意外な結果でありました。

同時に、この新聞報道の影響は誠に戦慄すべきものがあると考えました。大衆の生命が危険にさらされる行為が良心的行為であるとすれば、今後人間の生命は原則的に守られなくなるはずで、これで果して社会の秩序が保たれるではありませんか。私達は、当局の決定がなされた後といえども、今後の影響を考えると、どうして黙っていることは出来ないであります。

さて、私達のなすべき第一のことは、なんといつても当局の決定が撤回されるように努力することであり、私達の決定には驚くべき軽率さがあると断言出来ませんので（当局から送付された調査書による）、私達は目下そのための準備をととのえつつあります。しかし事態は、私達の微力をもつてしては到底困難な段階にあり、結局強力な世論の御支持を得る以外にないと考えます。既に現在まで実に多くの人々の御支援をいただいておりますが、更に多くの人々の御協力を得たいと存する所以であります。

又同時に、社会の方々に一人でも多く、こういう恐るべきことが今や大手をふつて発生する状態にあることをお知らせして、今後共充分警戒していただきたいと存するのであります。

今回はとり敢えず誠に粗末な資料を御送り申し上げてかえつて恐縮であります。貴殿におかせられましたは、私達の見解とか行動に誤りとか行き過ぎがあると考えられましたならば、何とぞ卒直に御叱正御指導を賜りたく、又もし御賛同いただきましたりますれば、御声援をいただきますとにも、御友人にもこのことを説明していただいて、御協力を勧誘していただきますよう衷心からお願ひ申上げる次第であります。

なお、私達の今後の指針とするため、同封の葉書に何らかの御高見を賜りますれば望外と存するのであります。

昭和三十三年二月二十二日